

令和5年3月3日

健康部健康推進課

## 江東区健康増進計画（第二次）の計画期間延長について

### 1 趣旨

健康増進法（平成14年法律第103号）第7条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる「健康日本21（第二次）」）については、計画期間を平成25年度から令和4年度末までとしているが、医療費適正化計画等の期間と次期計画の期間とを一致させること等を目的とし、期間を1年間延長することとなった（令和3年8月4日付厚生労働省告示第302号）。これを受け、東京都においても、関連計画と調和の取れた指標設定及び施策展開を行うため、東京都健康推進プラン21（第二次）の計画期間を1年延長とした。区においても、国・都の計画を踏まえながら施策・事業・指標等を定めていくため、現行の江東区健康増進計画（第二次）の計画期間「令和元年度から5年度まで」を1年延長し、「令和元年度から令和6年度まで」とすることとした。

### 2 今後のスケジュール

令和5年春頃 健康日本21（第二次）次期計画の公表

令和5年度中 東京都健康推進プラン21(第二次)次期計画の策定

令和6年度中 江東区健康増進計画（第二次）の次期計画の策定

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	~R17	
健康日本21（第二次） 国計画 （H25~R4）10年計画	新計画策定	延長	新計画 令和5年~17年（12年計画）					
東京都健康推進プラン21(第二次) （H25~R4）10年計画	新計画策定	延長	新計画					未定
江東区健康増進計画（第二次） （H31~R5）5年計画	新計画策定	延長	新計画					未定

【別紙1】 令和3年8月4日付厚生労働省健康局長通知

【別紙2】 令和3年9月東京都福祉保健局資料「東京都健康推進プラン21（第二次）の計画期間延長について」

健発0804第9号  
令和3年8月4日

各 都道府県知事  
市町村長  
特別区区长 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」及び次期健康増進計画策定作業等について（通知）

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第302号）が本日告示され、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年厚生労働省告示第430号。以下「健康日本21（第二次）」という。）が改正された。

また、健康日本21（第二次）の最終評価及び健康日本21（第二次）に続く次期国民健康づくり運動プラン（仮称）（以下「次期プラン」という。）に係る検討の今後の進め方については、別添1のとおりであり、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会です承を得ているところである。

健康日本21（第二次）の改正の内容及び次期プランを勧案した健康増進計画の策定の進め方は下記のとおりであるので、関係団体、関係機関等に対する周知をお願いするとともに、健康増進計画の実施及び次期健康増進計画の策定作業を進めていただくようお願いする。

## 記

### 1. 改正の趣旨

健康増進法（平成14年法律第103号）第7条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本21（第二次））については、令和4年度末までの期間を設定して国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を定めているものである。

令和3年1月21日に開催された第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画等の期間と健康日本21（第二次）に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的とし、健康日本21（第二次）の期間を1年間延長することが了承された。

## 2. 改正の内容

「平成 25 年度から平成 34 年度まで」とされている健康日本 21（第二次）の期間を 1 年間延長し、「平成 25 年度から令和 5 年度まで」とすること。ただし、別表第 1 から第 5 までに掲げる各目標に係る年及び年度については、健康日本 21（第二次）の期間の延長に伴う変更は行わないこと。

## 3. 次期国民健康づくり運動プラン（仮称）を勘案した健康増進計画の策定作業等

別添 1 及び別添 2 に記載のとおり、健康日本 21（第二次）は 1 年間延長するとともに、令和 4 年（2022 年）夏頃を目途に最終評価の報告書を作成し、令和 5 年（2023 年）春頃を目途に次期プランを公表することとしており、令和 6 年度（2024 年度）から実際に次期プランの開始を予定している。

次期健康増進計画については、次期プランを勘案して定めることとなることから、令和 6 年度（2024 年度）の次期プランの開始に合わせて計画期間を開始できるよう、次期プランが公表され次第、令和 5 年度（2023 年度）中に次期健康増進計画の策定の準備を進めていただきたい。

また、現在実施している健康増進計画については、健康日本 21（第二次）を勘案して延長する 1 年間（令和 5 年度（2023 年度））は、例えば令和 4 年・令和 4 年度を目標期間として設定している場合も改めて目標を再設定する必要はなく、従前より設定している目標の達成に向けて取組を継続していただきたい。

## 東京都健康推進プラン21（第二次）の計画期間延長について

令和3年9月  
福祉保健局

## プラン21（第二次）とは

## 【理念】

誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる社会を目指す

## 【目的】

都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援し、総合的に推進する

## 【位置付け】

健康増進法第8条の規定に基づく都道府県健康増進計画

## 【計画期間】

平成25年度から平成34年度（令和4年度）までの10年間

- 多くの指標を共有する保健医療計画やがん対策推進計画等の関連計画の計画期間（令和5年度まで）と一致していない

## 国の検討状況

- 医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の計画期間と一致させるため、都道府県が健康増進計画の策定に当たって勘案すべき「健康日本21（第二次）」の計画期間を1年間延長し、平成25年度から令和5年度までの11年間とする
- 次期「健康日本21」は令和4年度に策定し、令和5年度は、都道府県計画策定のための期間とする
  - 令和3年8月4日付厚生労働省告示第302号により、計画期間が令和5年度まで延長

## 都の対応

- 関連計画と調和の取れた指標設定及び施策展開を行うため、現プランの計画期間を令和5年度まで1年間延長する
- 令和4年度に現プランの最終評価を実施
  - 令和5年度に次期プランを策定